

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）における適合性判定及び届出が必要な建築物について

- 1 次の行為をしようとする者は、省エネ基準への適合及び適合性判定が必要です。
 - 床面積300平方メートル以上の非住宅建築物（以下「特定建築物」という。）の新築、増築、改築
 - ※適合性判定の対象となる建築物については、省エネ基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証の交付を受けることができません。
 - ※飯田市では、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしました。

- 2 次の行為をしようとする者は、省エネ計画の届出が必要です。
 - 床面積300平方メートル以上の建築物（上記、省エネ基準適合義務対象の建築物を除く。）新築、増築、改築
 - ※上記届出は、原則として工事着工の21日前までに所管行政庁へ提出することが義務付けられています。なお、届出書とあわせて民間審査機関による評価書を提出する場合は、工事着工の3日前までに短縮することができます。
 - ※届出された計画が、省エネ基準に適合せず必要と認める場合には、計画の変更等の指示、命令を行う場合があります。

* 上記についての詳細は、飯田市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/29/kenchikubutusyouenehou.html>

問い合わせ先

地域計画課 建築指導係

電話 22-4511 内線 3775